

★ 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第一号）（  
環境政策課・環境保全課）

一 改正の理由

広島県生活環境の保全等に関する条例の一部改正に伴い、自動車の使用に伴う環境への負荷軽減及び事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制を図ることを目的に、事業者の自主的な取組をより一層促進するための取組に関する規定などについて、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 介護保険法施行細則の一部を改正する規則（規則第二号）（介護保険課）

一 改正の要旨

住民基本台帳法施行条例の一部が改正され、介護支援専門員の登録申請時等の住所の確認が住民基本台帳ネットワークシステムを利用してできることとなったため、当該申請等の添付書類について必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年一月十六日